

家具の固定やります!



地震発生時には、家具が転倒することにより「下敷きになってケガをする」、「逃げ道をふさがれ避難が遅れてしまう」など、被害のおそれがあります。

地震発生直後の命を守るために、まずは、身近な空間の安全確保として家具固定を実施しましょう!

岐阜市では、家具転倒防止器具の取付けを**無料(1世帯2点まで)**で実施します。
(※取付け**器具の代金は、自己負担**です。)

岐阜市在住の次のいずれかの条件に該当する方が対象者になります。

- 1 高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する者
- 2 要介護認定者
- 3 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ただし、**各世帯1回のみ有効**です。

事業の内容

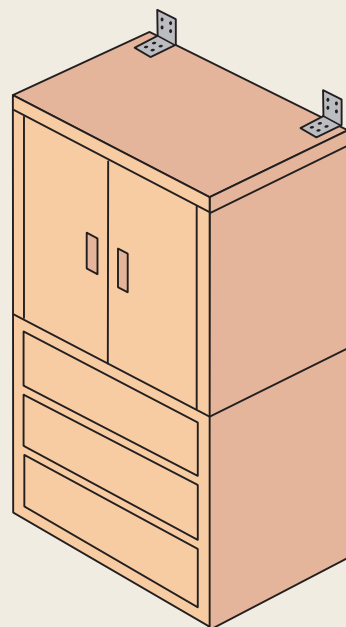
対象者の**寝室に設置された家具(1世帯につき2点を上限とする。)**に固定器具を取付ける。器具を取付ける家具は、**家電製品を除き**、タンス、本棚、収納棚その他これらに類する床に置かれたものになります。

取付を行う固定器具の種類

L型金具、ベルト式金具、金属チェーン式金具、ワイヤー式金具など
(事前調査により使用する器具を決めます)

申込みについて (申請は、12月28日まで(土日にあたる場合はその前開庁日))

申請書は、都市防災部、福祉部、各事務所、コミュニティセンター及び地域公民館にありますので、ご利用ください。また、申請書は、**都市防災部まで**お願いします。



岐阜市都市防災部 都市防災政策課

問合せ先

〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9 (消防本部4階)
TEL : 058-267-4763 (直通)

申込みから取付までの流れ

1 申込み

「岐阜市家具固定器具取付事業利用申請書」に必要事項を記入し、都市防災部へ申請します。

➡ 都市防災部から「承諾通知書」※が届きます。

※対象世帯でない場合は「不承諾通知書」が届きます。

2 岐阜市シルバー人材センターの会員が訪問します。(訪問日時は事前に調整します)

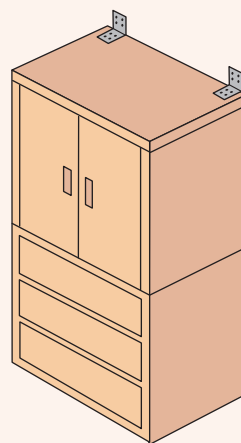
事前調査

家屋及び家具の状態を確認し、ご相談の上取付家具と転倒防止器具を決めます。
(取付器具購入のご相談も承ります)

※器具の代金は自己負担です。

器具取付

事前調査した転倒防止器具の準備が出来次第、器具を取付けます。



公益社団法人 岐阜市シルバー人材センター

〒500-8164 岐阜市鶴田町3丁目7番地4 ふれあいの館白山2階

TEL : 058-240-1245 FAX : 058-240-0911

申請に際しての同意事項!

- 固定器具を取付ける家具や壁は、釘やネジを使用出来ること
- 以下の損害賠償を請求しないこと
 - ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償
 - ②取付後に発生した災害で家具等が転倒し、負傷又は死亡した場合において、市及び岐阜市シルバー人材センターに対する損害賠償
- 取付後の家具等の移動、器具の取り外しは、自己責任で行うこと